

## 平成 27 年度第 1 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時  
平成 27 年 8 月 18 日（火）午後 2 時～午後 3 時 30 分
- ◆ 開催場所  
練馬区役所 901 会議室（本庁舎 9 階）
- ◆ 出席者  
委員 6 名（会長 ほか 5 名）  
区側 6 名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員 4 名）
- ◆ 委嘱状の交付
- ◆ 会長・副会長の選出
- ◆ 議事
  - 1 諮問
  - 2 審議  
平成 27 年度登録文化財について
- ◆ 報告事項
  - 1 平成 26 年度指定・登録文化財の経過報告
  - 2 平成 27 年度文化財関連事業計画
  - 3 その他
- ◆ 公開可否  
原則公開（傍聴人：0 人）
- ◆ 配布資料  
資料 1-1 平成 26 年度登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第 6 号：写）  
資料 1-2 平成 26 年度登録文化財関係（「ねりま区報」平成 27 年 3 月 1 日号：写）  
資料 1-3 平成 26 年度登録文化財関係（「ねりまの文化財」第 94 号）  
資料 2 平成 27 年度文化財関連事業計画  
付 平成 27 年度諮問文（写）
- ◆ 事務局  
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係  
TEL 5984-2442

### 会議の要旨

- |             |             |
|-------------|-------------|
| <文化・生涯学習課長> | 開会の挨拶       |
| <教育長>       | 委嘱状の交付      |
|             | 挨拶          |
| <事務局>       | 会議の成立について報告 |
| <文化・生涯学習課長> | 会議の公開について   |

会長・副会長の選出について

(柴辻俊六委員を会長、副島弘道委員を副会長に互選)

<教育長>

平成 27 年度練馬区登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問いたします。平成 27 年 8 月 18 日 練馬区教育委員会

文化財を登録することについて 4 件、内容は別紙のとおりです。

退席

<会長>

それでは審議に入ります。では説明をお願いします。

<事務局>

1 文化財を登録することについて

諮問案件説明

<会長>

では、No.1「武蔵学園大講堂」・No.2「武蔵大学 3 号館」について質問・意見ありますか。

<委員>

二点あります。一つは、武蔵学園の沿革はどのようなものであって、そのなかで佐藤功一がどのように関わっていたのかという点、もう一つは、今回の建物は国の登録文化財にしても遜色ないように思うが、練馬区としては国登録と区登録のどちらがいいのかをどのように判断するのか、区の登録文化財にする判断の基準のようなものがあるのかという点です。

<事務局>

武蔵学園の沿革について簡単に説明

武蔵学園と佐藤功一との関係については、はっきり分からず推測の域を出ないが、3号館や大講堂を施工した清水組や、清水組の役員だった佐野利器と佐藤が懇意にしていたことがあげられます。少し後になりますが、佐野は、昭和 11 年に武蔵学園構内にできた根津化学研究所の建築に関わっており、子息は武蔵学園で学んでいるなど、武蔵学園とのつながりがありました。

<委員>

区の登録文化財と国の登録文化財は兼ねられるのでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

法律上、国の文化財保護法は上位法令であるので、都道府県あるいは区市町村の指定文化財が国の指定になった場合には、通常その時点で指定が解除されます。ただし、区の登録文化財は私有権の制限をしておらず、あくまで台帳登録だけなので、国の指定文化財と区の登録文化財は並立できることとなります。

国の登録文化財でもいいのではないかという点については、国の登録文化財は、所有者の申し出により、区の文化財保護審議会等に諮って国に登録申請をしていくことになるので、今のところ大学側からそのような申し出はありませんので、まずは区の登録の案件とさせていただきます。

<会長>

他に質問・意見はありますか。

<事務局>

答申案を作成する際に、武蔵学園の沿革についても記したほうが良いでしょうか。

<委員>

一般的に建物の所見を書く際には、所有者や住人がどのような人か、どのような歴史があったのかが大事になるので、一言あったほうが良いでしょう。

<事務局>

では、そういたします。

<会長>

No.2「武蔵大学3号館」は大正12年建築で、昭和3年建築のNo.1「武蔵学園大講堂」よりも古いですが、この順番には意味があるのですか。

<文化・生涯学習課長>

所有者は同じだが、武蔵学園の本部で使用しているのが「武蔵学園大講堂」であり、大学の施設として使っているのが「武蔵大学3号館」であるので、学園本部の使用する大講堂を最初にしました。

<会長>

では、No.3「阿弥陀堂の半鐘」について何か質問ありますか。

<委員>

所有者は阿弥陀堂でよろしいのですか。

<事務局>

阿弥陀堂は現在、共同墓地の中にあるお堂ですが、そこにいる堂主に尋ねたところ、宗教法人格ではないが、阿弥陀堂の所有ということで確認しています。

<委員>

堂主の位置づけが曖昧だから、あるいは個人だから書けないということでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

阿弥陀堂は法人格がなく、人格なき法人ということなので、最終的に所有者欄には、阿弥陀堂堂主誰々という形で記載されることになるかと思うが、審議のなかで確認していきます。

<会長>

他に半鐘で指定・登録文化財になっているものはありますか。

<事務局>

「阿弥陀寺の半鐘」と「土支田八幡宮の半鐘」の2点が登録文化財となっており、2点とも今回の案件と同じ作者の粉川市正です。

<会長>

粉川市正については何かわかっていますか。

<事務局>

もともと紀伊国粉河の出身とされる江戸の鋳物師の一派のなかの有名な鋳物師で、代々「市正」という通称を名乗っており、今回案件の作者は、年代的に判断して実名が國信という人物と考えられます。

<会長>

では、No.4「永享八年の夜念仏板碑」について何か質問ありますか。

資料の写真には板碑が並んでいるが、三宝寺でこのような状態で保管しているのですか。

<事務局>

はい。こちらは三宝寺の本堂ではなく、大黒天堂の地階にある子育て千体地藏堂の壁面のケースに展示する形で保管されています。

<会長>

この板碑群のなかですでに指定・登録文化財になっているものはありますか。

<事務局>

今回と同じ夜念仏の板碑で、文明4年銘ある「弥陀三尊来迎画像板碑」が1基、登録文化財になっています。

<委員>

以前も板碑を登録した際に指摘したと思うが、一点ずつではなく一括して登録はできないのでしょうか。例えば、銘がわからないとか理由があるのでしょうか。

<事務局>

すでに調査は行っており、陰刻銘などはすべて把握しています。

<委員>

私も一括登録できればと思うのですが、これらの板碑はすべて三宝寺から出土、あるいは伝来のものですよね。

<事務局>

はい、三宝寺に伝来したとされています。ただ三宝寺は、中世末から近世の初め頃までには現在地に移転したとされているので、移転前に所在した板碑も多いと考えられます。いずれにしても区内の三宝寺の土地に所在したと思います。

板碑の一括登録につきましては、今まで板碑は一基ずつ登録してきた経緯があります。また、今までの板碑は、月待板碑・申待板碑・夜念仏板碑といった民間信仰の板碑を有形民俗文化財として登録してきたので、個人の追善供養のために建てた板碑は有形文化財（歴史資料）という側面がつよく、種別の異なるものが一緒になってしまうという問題があります。

<会長>

夜念仏板碑は、他の板碑と形状に違いはありますか。

<事務局>

基本的に同じです。結衆の人名を刻むものが多いので、少し幅広のものがあるくらいです。

<会長>

では続いて、事務局から報告をお願いします。

<文化・生涯学習課長>

平成26年度指定・登録文化財の経過報告（資料1-1、資料1-2、資料1-3）について説明

平成27年度の文化財関連事業計画（資料2）について説明

<事務局>

外環大泉ジャンクション周辺工事にとまなう埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査状況について説明

<事務局>

次回の第2回審議会（視察）の日程調整について

<会長>

他になければ、本日はこれにて閉会します。